

平戸市監査公表第 17 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、措置改善事項を公表します。

令和 8 年 6 月 23 日

平戸市監査委員 大浦 雄二  
平戸市監査委員 首藤 毅彦



第 1 監査の種類

地方自治法第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定に基づく財務監査、行政監査及び定期監査

第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
農林水産部農林整備課

第 3 監査の期間

令和 5 年 5 月 10 日から 11 日まで

第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容

別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：農林水産部農林整備課】

区 分	内 容	措置状況
指導事項	<p>1 農業農村整備事業補助金について</p> <p>春日町地内他4ヶ所の農道整備事業補助金について、交付決定後の事業費の増減が伴う場合、平戸市補助金等交付規則第11条の規定に基づく変更交付申請の手続きを要するが、これらの手続きがないまま変更交付決定がなされていた。例規に基づき適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>農業農村整備事業補助金について、変更交付申請の手続きを徹底し、例規に基づいて適正に執行するよう努めます。</p>
	<p>2 平戸市松くい虫等被害森林整備について</p> <p>令和3年度に、大島地区において被害森林整備（更新伐）を実施するため、森林所有者（管理者）と協定を締結しているが、協定書第1条で森林管理者名の記載がないものが25件中22件、協定の日付の記載がないものが23件見られた。協定の日付については、双方の協定内容合意日であることから適正な事務執行に努められたい。</p>	<p>大島地区の松くい虫等被害森林整備事業については、令和3年度に事業が完了し、令和7年度には県の検査確認も完了しましたが、当該協定書は森林所有者との権利関係に係る書類であるため、協定書の不備については是正します。</p>
	<p>3 災害復旧工事にかかる境界立会確認書及び工作物設置確認書について</p> <p>農地災害復旧工事の特記仕様書において境界立会は工事着手前、設置確認は工事完了後に行うとしているが、氏田地区農地災害復旧工事他3件で工事着手前に提出されるべき境界立会確認書の日付が設置確認書と同日になっていた。また、功地区農</p>	<p>農地災害復旧工事については、緊急性が高く件数も多いため事務が煩雑になる状況にありますが、都度、手続き等の進捗管理や書類確認を徹底し、適正に事務を執行するよう努めます。</p>

区 分	内 容	措置状況
	<p>地災害復旧工事他 4 件で設置確認書の提出がなかった。提出書類確認を徹底し、適正な事務執行に努められたい。</p>	
意見	<p>1 土地改良区運営補助金の対象経費について</p> <p>土地改良区運営補助金について、平戸土地改良区運営補助金交付要綱第 2 条及び生月町土地改良区連絡協議会運営補助金交付要綱第 2 条の対象経費のうち、手当は期末手当のみとなっているが、田平土地改良区運営補助金交付要綱第 3 条では、期末手当以外に扶養手当、通勤手当、住居手当、勤勉手当も補助の対象となっている。同様な運営補助金にもかかわらず格差が生じており、公平性に欠けると思われるため、交付要綱の変更を含め検討されたい。</p>	<p>土地改良区運営補助金について、補助の対象となる経費を統一するよう、令和 5 年 9 月に平戸土地改良区運営補助金交付要綱及び生月町土地改良区連絡協議会運営補助金交付要綱を改正し、令和 6 年 4 月 1 日から施行しました。</p>
	<p>2 多目的研修センター利用許可の申請について</p> <p>平戸市多目的研修センター条例第 9 条では、利用の許可を受けた者は、使用料を「利用許可の際に納入しなければならない」としているが、実績に基づき利用者に対し納付書（納期限は発行から 15 日以内）を発行し、事後に納付させている。</p> <p>また、平戸市多目的研修センター条例施行規則第 3 条では、多目的研修センターを利用する際、「利用する日の 5 日前までに許可申請書を提出する」こととなっているが、実際は当日の申請も受け付けている。</p> <p>このことは、利用者の利便性を考慮した運用と推察されるため、実態</p>	<p>使用料の請求及び使用許可の申請について、利用者に配慮し運用している現状に合わせて例規を見直し、令和 8 年度中に改正します。</p>

区 分	内 容	措置状況
	にあわせた例規の見直しを検討されたい。	